

# 大橋病院訪問看護ステーション運営規程

## 第1 章(事業の目的)

この規程は、医療法人財団逸生会が設置する大橋病院訪問看護ステーション(以下「ステーション」という)の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護事業(以下「事業」という。)の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護(以下「訪問看護」という。)の提供を確保することを目的とする。

## 第2 条(運営の方針)

- (1) ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。
- (2) ステーションは事業の運営にあたって、必要などきに必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。
- (3) ステーションは事業の運営にあたって、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

## 第3 条(事業の運営)

- (1) ステーションは、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書(以下「指示書」という。)に基づく適切な訪問看護の提供を行う。
- (2) ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「看護師等」という。)又は看護補助者によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

## 第4 条(事業の名称及び所在地)

訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

名称:大橋病院訪問看護ステーション

所在地:東京都北区赤羽西5-12-4-106

## 第5 条(職員の職種、人員数及び職務内容)

ステーションに勤務する職種、人員数及び職務内容は次の通りとする。

管理者:看護師もしくは保健師1名

- (1) 管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- (2) 看護職員:保健師、看護師又は准看護師 常勤換算2.5名以上(内、常勤1名以上)訪問看護計画書及び報告書を作成し(准看護師を除く)、訪問看護を担当する。
- (3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士: 適当数※必要に応じて雇用する。看護職員の代わりに、看護業務の一環としてのリハビリテーションを担当する。

## 第6条(営業日及び営業時間等)

ステーションの営業日及び営業時間は職員就業規則に準じて定めるものとする。

- (1) 営業日:月曜日から金曜日まで
- (2) 但し、国民の祝日、12月30日から1月3日を除く。
- (3) 営業時間:午前8時45分から午後5時15分までとする。
- (4) 常時24時間、利用者やその家族からの電話等による連絡対応体制を整備する。

## 第7条(訪問看護の利用時間及び利用回数)

宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。

\*但し医療保険適用となる場合を除く

## 第8条(訪問看護の提供方法)

訪問看護の提供方法は次のとおりとする

- (1) 利用者が主治医に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用者に主治医がいない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係区市町村等、関係機関に調整を求め対応する。

## 第9条(訪問看護の内容)

訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 療養上の世話
- (2) 清拭・洗髪などによる清潔の管理・援助、食事(栄養)及び排泄等日常生活療養上の世話、ターミナルケア
- (3) 診療の補助褥瘡の予防・処置、カテーテル管理等の医療処置
- (4) リハビリテーションに関すること。
- (5) 家族の支援に関すること。家族への療養上の指導・相談、家族の健康管理

## 第10条(緊急時における対応方法)

- (1) 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。
- (2) 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

## 第11条(利用料等)

- (1) ステーションは、基本利用料として介護保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額の1～3割を徴収するものとする。但し、支給限度額を超えた場合は全額利用者の自己負担とする。
- (2) ステーションは、基本利用料のほか以下の場合はその他の利用料として、別表の額の支払いを利用者から受けるものとする。(別紙料金表参照)

- I. 訪問看護と連携して行われる死後の処置
- II. 次条に定める通常の業務の実施地域を越える場合の交通費実費 1 kmあたりの料金は、別紙に定める料金表参照

#### 第12条(通常業務を実施する地域)

通常の事業の実施地域は、

- 北区 桐ヶ丘、赤羽西、赤羽北、赤羽台、西が丘、上十条(3、4、5丁目)  
東十条(5、6丁目)十条中原、赤羽、赤羽南、岩淵町、志茂(3,4,5丁目)、浮間  
板橋区 小豆沢、蓮沼町、志村、大原町、坂下、東坂下

#### 第13条(相談・苦情対応)

- (1) ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。
- (2) ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

#### 第14条(事故処理)

- (1) ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- (2) ステーションは、前項の事故の状況及び事故状況及び事故について記録し、その完結の日から2年間保存する。
- (3) ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

#### 第15条(虐待の防止のための措置に関する事項)

- (1) 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。
  - I. 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に十分に周知する。
  - II. 虐待の防止のための指針を整備する。
  - III. 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的にする。
  - IV. 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- (2) 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
- (3) ステーションは、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

#### 第16条(衛生管理等)

- (1) 事業所は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
- (2) 事業所は、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。
- (3) 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね半年に1回以上開催

するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- (4) 事業所における感染症の予防および蔓延防止のための指針を整備する。
- (5) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防および蔓延防止のための研修および訓練を定期
- (6) 的に実施する。

#### 第 17 条(業務継続計画の策定等)

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するため、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- (2) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期
- (3) 的に実施するものとする。事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

#### 第 18 条(その他運営についての留意事項)

ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の質の向上を図るために次に掲げる研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。

- (1) 採用後 3 か月以内の初任研修
- (2) 年 2 回の業務研修職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。
- (3) ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 2 年間保管しなければならない。(医療及び特定療養費に関する諸記録等は 3 年間、診療録は 5 年間保管とする)

#### (附 則)

この規定は、平成 26 年 2 月 1 日から施行する。

※料金表のみ平成 26 年 4 月 1 日から改定する。

※介護保険利用者料金表のみ平成 27 年 4 月 1 日改定する。

※介護保険利用者料金表のみ平成 27 年 8 月 1 日改定する。

\*介護保険利用者料金表のみ平成 30 年 3 月 1 日改定する。

\*医療保険契約書のみ平成 30 年 3 月 1 日改定する。

\*精神訪問看護利用者料金表のみ平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

\*医療保険料金表のみ平成 31 年 4 月 1 日より改定する。

\*料金表改定に伴い令和元年 10 月 1 日よりこの規定を改定する。

\*介護保険利用者料金表のみ令和 3 年 4 月 1 日改定する。

\*運営規定は、令和 4 年 3 月 1 日から改定する。

\*医療保険料金表・介護保険料金表を令和 4 年 4 月 1 日より改定す

\*運営規定は、令和 6 年 6 月 1 日から改定する。

\*医療保険料金表・介護保険料金表を令和 6 年 6 月 1 日より改定する。